

ごみ収集車両等使用貸借契約書

南房総市を貸主（以下「甲」という。）を借主（以下「乙」という。）として、甲乙両当事者は、次のようにごみ収集車両等使用貸借契約を締結する。

第1条 甲は、その所有にかかる各号のごみ収集車両等を次条以下の約定で乙に無償で貸与し、使用させるものとする。

- (1) ごみ収集車両 7台（車両番号 2号車 袖ヶ浦800 や 2）
（車両番号 4号車 袖ヶ浦830 は 4）
（車両番号 7号車 袖ヶ浦801 す 7）
（車両番号 11号車 袖ヶ浦830 め 11）
（車両番号 12号車 袖ヶ浦830 て 12）
（車両番号 D-3号車 袖ヶ浦130 て 103）
（車両番号 D-4号車 袖ヶ浦130 て 104）

(2) 場内作業用重機及び車両（南房総市千倉清掃センター場内で、分別、搬出作業等に使用）

バックホウ 1台（型式PC128US-11、製造番号70536）

フォークリフト 2台（調達中）（A8FD25-63547）

塵芥車 3台（車両番号 調達中）

（車両番号 調達中）

（車両番号 6号車 袖ヶ浦830 み 6）

ダンプ車 3台（車両番号 D-1号車 袖ヶ浦431 と 101）

（車両番号 D-2号車 袖ヶ浦430 ん 102）

（車両番号 D-7号車 袖ヶ浦130 た 107）

第2条 前条第1号及び第2号のごみ収集車両等の貸与期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの間とする。

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

第4条 乙は、第1条第1号に規定するごみ収集車両の通常費（燃料、オイル類、タイヤ、その他維持管理、保守費）を負担する。ただし、第1条第2号に

規定する場内作業用重機及び車両の通常費（燃料、オイル類、タイヤ、その他維持管理、保守費）は、甲が支払うものとする。

第5条 第1条第1号に規定する貸与車両は、契約期間中、乙の負担により対人及び対物賠償金額無制限の自動車保険に加入することとし、使用及び保管において、乙の過失により減失（修理不能を含む）した場合は、乙は未発生相当額の車両を賠償するものとする。またその車両を確保するまでの間は、乙の負担により代車を用意すること。ただし第1条第2号に規定する場内作業用重機及び車両の事故等については、甲が加入する保険の適用範囲内において、対処できるものとするが、乙の故意又は重大な過失又は本契約書の規定及び当該車両の加入保険にかかる規定に違反し、発生した交通事故及び場内における事故等については、乙はその賠償の責めの全てを負うものとする。

第6条 貸与車両について、年度末ごとに甲の検査を受け、タイヤ磨耗を含め、不備があると認めた場合は、速やかに甲の指示に従い乙の費用負担により改善すること。また、乙は甲の承諾なく貸与車両の現状を変更し、これに諸物件を付加してはならない。

第7条 貸与期間中であっても、甲が、災害その他の必要に応じて貸与車両の使用を申し出た場合は、乙は正当な理由なくしてこれを拒むことはできない。

第8条 乙がこの契約に違反したとき、もしくは乙による貸与車両取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲は直ちに契約を解除することができる。

第9条 この契約書の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和9年4月1日

甲 南房総市富浦町青木28番地
南房総市
南房総市長 渡 辺 秀 和
乙